

住民票の写し等の交付制限措置対象者の拡大について

1 目的

- 本市においては、配偶者からの暴力・ストーカー行為の被害者を保護するため、住民票の写し等の交付制限の支援措置を実施してきたところである。
- 近年、配偶者からの暴力・ストーカー行為の被害者以外の者からの相談件数も増加していることから、これらの被害者についても、加害者に住所を探索されないよう、交付制限措置対象者を拡大することにより、誰もが安心して生活できる環境を整備する。

2 概要

(1) 新たな対象者及び運用開始年月日

配偶者からの暴力・ストーカー行為の被害者に加え、新たに、「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けている者」を対象とする。

対象者	運用開始年月日
配偶者からの暴力・ストーカー行為の被害者	平成 16 年 7 月 1 日
上記以外の者で、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けている被害者（裏面「参考 1」参照）	平成 21 年 11 月 1 日

【根拠法令】

- 住民基本台帳法第 12 条第 6 項
『市町村長は、請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。』
- 宇都宮市住民票の写し等の交付等における身体に対する暴力等の被害者保護のための措置に関する事務取扱要領

(2) 交付制限対象証明書等

- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧
- 住民票の写しの交付（除票を含む）
- 戸籍の附票の交付（除票を含む）

(3) 支援の必要性を確認する相談機関【想定】（裏面「参考 2」参照）

警察署、栃木県婦人相談所、栃木県児童相談所、とちぎ男女共同参画センター、宇都宮市女性相談所、宇都宮市社会福祉事務所、宇都宮市保健所 等

(4) 申出場所

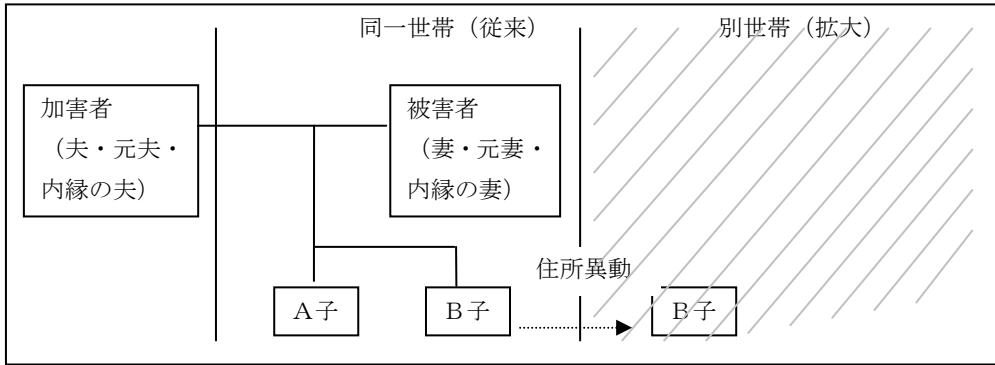
市役所市民課

【参考1】

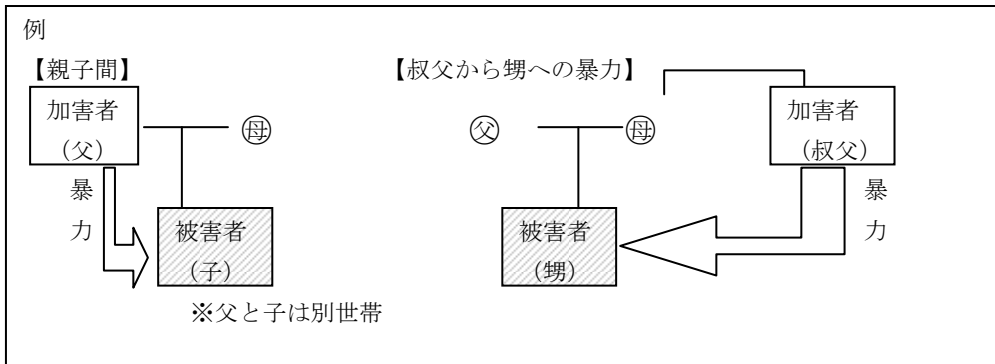
想定されるケース（例）

※網掛は支援拡大対象者

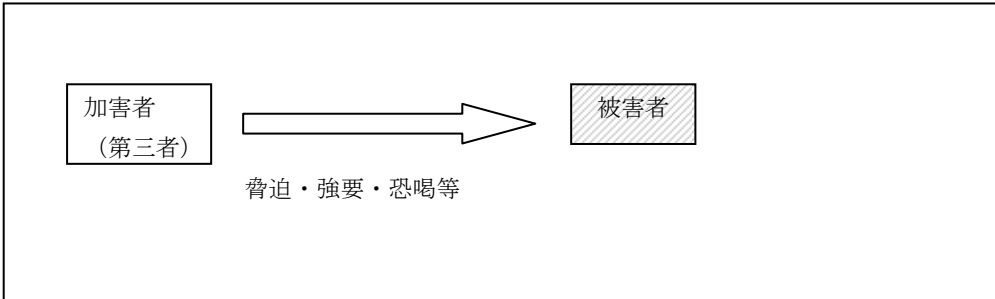
- ・配偶者からの暴力の被害者と別世帯の子



- ・親族間の暴力の被害者



- ・第三者からの暴力等の被害者



※上記のケースはいずれも、加害者と被害者の住所が異なる場合を想定

【参考2】

事務フロー

